

令和2年度「バス・タク旅」やまがた巡り助成金交付要綱
(レンタカー事業者用)

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人山形県観光物産協会（以下「協会」という。）が、県内貸切バス、タクシーのほか、レンタカーの需要回復を促進し、県民の周遊と本県への観光流動の回復を図り、県内経済の早期の活性化を促すため、レンタカー事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき自家用自動車を業として有償で貸し渡す許可を受けている事業者（以下、同じ。））が貸し渡す自家用自動車を利用した旅行（以下「レンタカー旅行」という。）に対し交付する助成金について、必要な事項を定める。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、山形県内に本店又は支店、営業所のあるレンタカー事業者とする。

(助成金の交付要件)

第3条 協会は次の各号に掲げる要件をすべて備えたレンタカー旅行に助成金を交付する。

- (1) 令和2年9月15日（火）から令和3年1月31日（日）までに実施されるレンタカー旅行であること。
- (2) 第2条に規定するレンタカー事業者が所有する車両を利用したレンタカー旅行であること。
- (3) 山形県内の観光地等に立寄る日帰り又は宿泊を伴うレンタカー旅行（県外へ周遊するものを含み、日帰りの場合は、その行程が6時間以上）であること。
- (4) 新型コロナウイルス感染予防のため、各業界団体が作成したガイドラインを踏まえた取組みを実践していること。
- (5) 交付を受ける助成金は、レンタカー料金に充当し、レンタカー旅行の利用者に対し料金を還元すること。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は別表のとおりとし、助成金総額の上限を1,000万円とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするレンタカー事業者は、山形県レンタカー協会（以下、「レンタカー協会」という。）に申し出るものとする。

2 レンタカー協会は、前項の申し出があった場合は、交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して協会に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 協会は前条の申請書を審査し適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を交付決定通知書（様式第2号）により、レンタカー協会に通知するものとする。

2 レンタカー協会は、前項の通知を受理したときは、前条第1項の規定により申し出を

行ったレンタカー事業者に対しその写しを交付するものとする。

(事業の変更等)

第7条 レンタカー事業者は、交付決定されたレンタカー旅行の内容を変更（交付決定額の変更がない場合を除く。）又は中止する場合は、速やかにレンタカー協会に申し出るものとする。

2 レンタカー協会は、前項の申し出があった場合は、助成金変更交付（中止）申請書（様式第3号）を提出し、協会の承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 レンタカー協会は、第6条により交付決定を受けたレンタカー旅行について、レンタカー事業者に対し、毎月末日までに実施されたレンタカー旅行に係るレンタカー利用実績報告書（様式第4号）の提出を求めるとともに、翌月の末日までに助成金実績報告書（様式第5号）を協会に提出し、審査を受けなければならない。

(助成金の額の確定・支払)

第9条 協会は、レンタカー協会から提出のあった助成金実績報告書の審査を行い、事業の実施結果が本要綱に適合すると認めた場合は、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第6号）により通知するとともに、速やかに実績報告書に記載のレンタカー事業者の銀行口座に、助成金を入金するものとする。この場合、振込手数料については、協会が別に負担する。

2 レンタカー協会は、前項の通知を受理したときは、その写しをレンタカー事業者に交付するものとする。

(助成金の経理等)

第10条 レンタカー協会は、助成金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を5年間保存しなければならない。

(助成金の交付決定の取り消し等)

第11条 協会は、交付決定後に、レンタカー協会又は助成金の交付を受けたレンタカー事業者の申請内容に虚偽が認められ不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定額の全部又は一部を取り消すものとし、既に助成金が支払われている場合は、助成金の交付を受けたレンタカー事業者は、取り消しに係る助成金を速やかに返還しなければならない。

(事業の終了)

第12条 助成金の交付決定額が予算額に達した場合は、その時点で事業を終了する。ただし、交付の決定を受けたレンタカー事業者が、旅行等の内容の変更又は中止をした場合はこの限りではない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協会が別に定める

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 5 日から施行する。

別表

助成対象経費	助成金の額（旅行1日あたり）
レンタカー料金	<p>1日あたりのレンタカー料金の2分の1の額（100円未満切捨て）又は5千円のいずれか低い額</p> <p>なお、1日あたりのレンタカー料金の額は、レンタカー料金を利用日数で除した額（1円未満切捨て）とする。</p>